

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 5 月 2 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 12 号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和 57 年寒川町規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条企画政策部企画政策課企画行革担当の項中第 12 号を第 13 号とし、第 3 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 行政組織の企画に関すること。

第 3 条総務部総務課職員担当の項第 18 号中「行政組織」を「行政組織の調整」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。